

令和6年度宮崎県公共職業訓練（委託訓練）事業に係る企画提案募集要領 【第4四半期開講分】

離職者等を対象に実施する令和6年度宮崎県公共職業訓練（委託訓練）事業の企画提案を募集します。

1 業務の目的及び内容

- (1) 離職者等に対して、就職に必要な知識や技能等を習得する職業訓練及び就職支援を行うことで、職業能力の開発及び向上を図るとともに、早期の就職を促進することを目的とする。
- (2) 民間教育訓練機関等を活用した公共職業訓練の実施内容は、別添「宮崎県公共職業訓練（委託訓練）事業 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

2 募集するコース

別添1「令和6年度宮崎県委託訓練 募集コース一覧【第4四半期開講分】」

3 公募参加資格

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 法人の場合は県内に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は県内に居住し業を営み、安定した事業運営が可能と認められる者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当し宮崎県の入札参加資格停止措置を受けた者にあつては、その措置期間を経過した者。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 公的職業訓練に関して受託機会の制限を受けた者にあつては、不正行為に係る処分を通知した日から5年以内の期間を定めて受託機会を与えないとして、厚生労働省から通知を受けた者で、当該期間を経過した者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でない者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (6) 教材等の著作権法違反等、関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の重大な法令違反行為がなされた事実がないこと。
- (7) 宮崎県が賦課徴収する全ての県税並びに消費税及び地方消費税について未納がないこと。
- (8) 安定した職業訓練の運営が可能と認められること。具体的には、過去2年間で企画する訓練科目に類似する職業訓練の受託実績または同様の事業を実施した実績があること。
- (9) 職業訓練を実施するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利、利益を侵害することのないような管理・運営を行うことができる者であること。
- (10) 平成26年度から実施されている職業訓練サービスの質向上を目指す「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」(平成23年策定)を活用した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」受講証明書(委託契約を締結する日において有効なもの)を有する者が委託先機関に在籍していること。

4 企画提案募集要領及び仕様書の交付

(1) 交付期間

令和6年6月26日（水）～令和6年7月24日（水）

（ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。）

(2) 交付場所

宮崎県商工観光労働部雇用労働政策課 人材育成担当（県庁8号館3階）

(3) 交付方法

上記の場所での手交または県ホームページよりダウンロードしてください。

5 企画提案書等の提出

仕様書で定める書類を、次のとおり提出してください。

(1) 提出期限

令和6年7月24日（水） 午後5時まで（必着）

(2) 提出場所

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号 県庁8号館3階

宮崎県商工観光労働部 雇用労働政策課 人材育成担当

(3) 提出方法

上記(2)に持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留とし、「企画提案書等在中」と表記。）

(4) 留意事項

- ・ 提案書の様式は必ず最新のものをダウンロードし、作成してください。
- ・ 企画提案にかかる一切の費用は、提案者の負担とします。
- ・ 提出された企画提案書は返却しません。
- ・ 虚偽の記載をした企画提案書は無効とします。
- ・ 参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とします。
- ・ 提出された企画提案書の内容について、確認等のため、直接連絡をする場合や補足資料を求める場合があるほか、訓練施設への実地確認への協力を依頼する場合があります。

6 企画提案募集に関する質問について

本事業の提案等に関する質問は、別添2の様式により下記9問い合わせ先宛てに令和6年7月17日（水）までにメールもしくはFAXで提出してください。

※電話での質問には一切お答えいたしませんので御了承ください。

7 委託先の選定

(1) 選定方法

仕様書に沿って提出された企画提案書について、下記項目につき審査を行い、委託先を選定します。

- ① 訓練環境（基本条件、教室設備、福利厚生、運営状況）
- ② 訓練内容（カリキュラム、訓練ニーズに沿ったものか等）
- ③ 訓練実施体制及び就職支援体制
- ④ 過去の委託訓練の実績又は類似する訓練の実績等（就職率等）
- ⑤ 受講者への配慮（託児サービスを付加など）

- ⑥ 平成30年度から実施している「公的職業訓練に関するサービスガイドライン 適合事業所認定」の取得
- ⑦ 訓練の質の向上への取り組み（過去実施した訓練の就職率、受講生アンケートなど）
- (2) 審査結果の通知
審査結果については、すべての提案者に対して、文書にて通知します。
- (3) 通知（予定）時期
令和6年9月中旬を予定

8 契約について

- (1) 審査の結果、受託候補者を決定したときは、宮崎県との協議の上契約を締結します。
- (2) 契約保証金は契約金額の100分の10以上とします。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項第3号に該当する場合は免除します。

9 問い合わせ先

宮崎県商工観光労働部 雇用労働政策課 人材育成担当
〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
TEL：0985（26）7107
FAX：0985（32）3887
E-mail：itaku-kunren@pref.miyazaki.lg.jp

[別添]

- 別添1：「令和6年度宮崎県委託訓練 募集コース一覧【令和6年度第4四半期開講分】」
- 別添2：「質問書」